

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

○育種母樹林の指定

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の変更

○公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約の過程並びに

契約の内容に関する事項の公表の方法

公 告

○人事行政の運営等の状況の公表

○開発行為に関する工事の完了

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和五年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和六年分)

○資金管理団体の届出事項の異動届

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

○不在者投票を管理すべき施設の指定等

公安委員会

ページ

一 (水産業振興課) 一
一 (森林整備課) 一
一 (同) 一
二 (道路課) 二
二 (同) 二
二 (防災砂防課) 二
三 (契約課) 三
三 (人事課) 三
三 (建築宅地課) 三
三 三
四 四
四 四
五 五
五 五
六 六

○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立こども病院令和五年度財務諸表の公告

○地方独立行政法人宮城県立病院機構令和五年度財務諸表の公告

告 示

○宮城県告示第六百三十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、亘理町加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百三十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり育種母樹林を指定する。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定番号	樹種	所在場所	本数	面積	住所	所有者
宮城育令 和〇六一	スギ	東松島市赤井字関 の内四号八十七 一、九十一	本三五	〇・一四 ハクタール	東松島市赤井字関 の内四号三百四十 番地一	齋藤 豊彦
宮城育令 和〇六一	スギ	登米市南方町長者 原十六一	本三三	〇・〇六 ハクタール	登米市南方町沼崎 前三十二番地	千葉 吉見

○宮城県告示第六百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに村田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和六年九月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河南登米線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
登米市登米町登米字寺池道場二〇六番二地先	前	四・七	五・七	七〇・一
先から 同市登米町登米字寺池道場二〇六番二地先まで	後	一一・五 一七・七	一七・七	七〇・一

○宮城県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和六年九月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南登米線	登米市登米町登米字寺池道場二〇六番二地先から同市登米町登米字寺池道場二〇六番二地先まで	令和六年九月二十七日

○宮城県告示第六百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十二年法律第五十七号）

第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成十八年九月二十六日宮城県告示第千二十四号、平成二十六年一月十四日宮城県告示第二十号、平成二十七年五月十五日宮城県告示第五百四十号、平成二十七年九月二十九日宮城県告示第九百十二号、平成二十七年十二月八日宮城県告示第千六十八号及び平成三十年一月三十日宮城県告示第八十九号）の一部を次のとおり変更する。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
新富町の1	急傾斜地の崩壊	塩竈市新富町、花立町、多賀城市笠神一丁目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城仙台土木事務所
新富町の2	急傾斜地の崩壊	塩竈市新富町、花立町（次の図のとおり）		
本町	急傾斜地の崩壊	塩竈市本町、泉ヶ岡（次の図のとおり）		
笠神一丁目の2	急傾斜地の崩壊	多賀城市笠神一丁目、塩竈市花立町（次の図のとおり）		
浜田の5	急傾斜地の崩壊	宮城県利府町赤沼字井戸尻（次の図のとおり）		

大沢東の2	急傾斜地の崩壊	宮城郡利府町沢乙字山岸、字西沢南、菅谷台四丁目(次の図のとおり)
鷹乃杜四丁目	急傾斜地の崩壊	富谷市鷹乃杜四丁目、富谷字大清水下(次の図のとおり)
笠神一丁目の5	急傾斜地の崩壊	多賀城市笠神一丁目(次の図のとおり)
伝上山	急傾斜地の崩壊	多賀城市伝上山一丁目(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第六百四十四号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)第五条第三項(同令第六条及び第七条第五項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同令第五条第一項及び第五項並びに第七条第一項から第三項までの規定による公表の方法を次のとおり定める。
 なお、平成十三年四月三日宮城県告示第三百八十号(公共工事の発注の見通し等に関する事項の公表場所)は、令和六年九月二十六日限り、廃止する。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 インターネットを利用して閲覧に供する方法
宮城県ホームページ及び宮城県入札情報サービスにおいて公表する。
- 二 閲覧所を設けて供覧に供する方法
次に掲げる閲覧所において公表する。
 - イ 県政情報センター(宮城県行政庁舎地下一階)
 - ロ 大河原地方県政情報コーナー(大河原地方振興事務所内)
 - ハ 大崎地方県政情報コーナー(北部地方振興事務所内)
 - ニ 栗原地方県政情報コーナー(北部地方振興事務所栗原地域事務所内)
 - ホ 登米地方県政情報コーナー(東部地方振興事務所登米地域事務所内)
 - ヘ 石巻地方県政情報コーナー(東部地方振興事務所内)
 - ト 気仙沼地方県政情報コーナー(気仙沼地方振興事務所内)

公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及

び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年宮城県条例第二十号)第四条の規定に基づき、宮城県の令和五年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について別冊一のとおり公表する。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称
東松島市赤井字七反谷地三百八番一、三百八番二、三百八番三、三百八番八、三百八番九、五百二十九番、三百一十一番二の一部、三百一十一番三の一部、三百八番八地先道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

愛知県津島市埋田町二丁目八番地

株式会社宇佐美鋳油

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和六年九月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 (公職の種類(第一号) 一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部) 届出年月日

自由民主党宮城参議院選挙区第二支部 石川光次郎 畠山 耕 仙台市青葉区上杉一〇一〇一 参議院議員 令和六年八月二十日

○宮選管告示第九十三号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 令和六年九月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党宮城県電 気通信支部	小林 誠	会計責任者の氏名	柿田 順	太田 守	令和六年八月一日
宮城維新の会	早坂 敦	会計責任者の氏名	早坂 敦	石森 悠士	令和六年八月一日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
福仙会	福田 陽輔	政治団体の名称	福仙会	福田ようすけ後援会	令和六年八月一日
宮城県商工政治連盟 一迫花山支部	佐藤 倫治	会計責任者の氏名	白鳥 正文	阿部 朗	令和六年六月二十日
宮城県商工政治連盟 栗原南部支部	今野 敏昭	主たる事務所の所在地	栗原市築館薬師 四一七一六	栗原市瀬峰下藤 沢一六〇一四	令和六年七月二十六日
宮城県商工政治連盟 丸森支部	中村 次男	代表者の氏名	中村 次男	白木 寛一	令和六年七月五日
宮城県商工政治連盟 南三陸支部	吉田 信吾	主たる事務所の所在地	本吉郡南三陸町 志津川字沼田一〇〇一七八	本吉郡南三陸町 志津川字天王山 三八一六四	令和六年八月一日
○宮選管告示第九十四号		代表者の氏名	吉田 信吾	山内 正文	
		会計責任者の氏名	三浦 洋昭	及川 善祐	

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和六年九月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党宮城県仙台市宮城野区第一支部

石川光次郎

令和六年八月二十六日

○宮選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年九月二十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

(政党の支部)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

自由民主党宮城県仙台市宮城野区第一支部	報告年月日	6. 3. 18 (6. 8. 26解散)
1 収入総額		1,218,800
前年繰越額		305,200
本年収入額		913,600
2 支出総額		786,000
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(6人)	3,600
寄附		910,000
団体分		910,000
4 支出の内訳		
政治活動費		786,000
機関紙誌の発行その他の事業費		286,000
宣伝事業費		286,000
5 寄附・交付金		500,000
5 寄附の内訳		

〔団体分〕

株式会社 ショウエー	600,000	仙台市太白区
山元工業 株式会社	200,000	仙台市青葉区
有限会社 みやぎ警察	100,000	仙台市青葉区
年間五万円以下のもの	10,000	

○宮選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和六年九月二十七日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

（政党の支部）

自由民主党宮城県仙台市宮城野区第一支部

報告年月日 6. 8. 28 (6. 8. 26解散)

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

1 収入総額	835,200
前年繰越額	432,800
本年収入額	402,400
2 支出総額	835,200
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費	(4人) 2,400
寄附	400,000
団体分	400,000
4 支出の内訳	
政治活動費	835,200
寄附・交付金	835,200
5 寄附の内訳	
〔団体分〕	
株式会社 ショウエー	400,000
○宮選管告示第九十七号	仙台市太白区

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和六年九月二十七日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

福田 陽輔	福仙会	政治団体の名称	福仙会	福田ようすけ後援会	令和六年八月一日
-------	-----	---------	-----	-----------	----------

○宮選管告示第九十八号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和六年九月二十七日

宮城県選挙管理委員会
委員長 櫻 井 正 人

名取団地集会所の項を削り、「旧余方分校集会所」の項中「旧余方分校集会所」を「余方集会所」に、「どんぐり会館」の項中「どんぐり会館」を「ゆりが丘四丁目集会所（どんぐり会館）」に、「ひまわり会館」の項中「ひまわり会館」を「ゆりが丘五丁目集会所（ひまわり会館）」に改め、名取駅コミュニティプラザの項の次に次のように加える。

名取が丘東集会所	同	市名取が丘二丁目一番九号
本村下集会所	同	市下増田字前田四十五番地
北目集会所	同	市愛島北目字竹の内六十九番地の一
小塚原南集会所	同	市小塚原字東中塚百三十一番地の二
美田園東集会所	同	市美田園三丁目二十番地
美田園西集会所	同	市美田園八丁目十九番地の一
杜せきのした東集会所	同	市杜せきのした四丁目二番地の一
杜せきのした西集会所	同	市杜せきのした一丁目八番地の九
田高町東集会所	同	市増田五丁目十五番八号
杜せきのした集会所	同	市杜せきのした五丁目八番地の九
関上中央集会所	同	市関上中央二丁目二十番地の一
関上西集会所	同	市関上西二丁目十四番地

<p>高柳集会所 同 市高柳字圭田二百五十一番地の一</p> <p>美田園北集会所 同 市美田園北九番地の五</p> <p>笠島集会所 同 市愛島笠島字市一番地の一</p> <p>塩手集会所 同 市愛島塩手字東野田十一番地の一、二番地の二</p> <p>同上中央第一団地集會室 同 市同上中央一丁目二十二番地C棟集會室</p> <p>○宮選管告示第九十九号</p> <p>宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。</p> <p>令和六年九月二十七日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員長 櫻 井 正 人</p> <p>宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示</p> <p>宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第一の仙台厚生病院の項中「仙台厚生病院 同 市青葉区広瀬町四番十五号」を「仙台厚生病院 同 市青葉区堤通雨宮町一番二十号」に改める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、令和六年九月二十七日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会告示第123号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。</p> <p>令和6年9月27日</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員長 佐藤 勘三郎</p> <p>1 講習実施日 令和6年11月5日（火）から同月8日（金）までの4日間</p> <p>2 講習の実施場所及び委託先 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号 一般社団法人宮城県警備業協会</p> <p>3 受講定員 40人</p> <p>4 事前申込み</p>
<p>(1) 受付専用電話 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。</p> <p>なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間 令和6年10月15日（火）から同月21日（月）までの5日間（15日から18日までは午前9時から午後4時まで、最終日のみ午後3時まで、土、日曜日を除く。）</p> <p>5 受講手続</p> <p>(1) 申込み受付期間 令和6年10月28日（月）から11月1日（金）までの5日間（午前9時から午後4時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先 事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通</p> <p>(4) 受講手数料 公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、39,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。</p> <p>6 講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全企画課</p>	<p style="text-align: center;">雑 報</p> <p>○地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。</p> <p>令和六年九月二十七日</p> <p style="text-align: right;">宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊二のとおりに地方独立行政法人宮城県立こども病院令和五年度財務諸表を公告する。</p> <p>令和六年九月二十七日</p> <p style="text-align: right;">地方独立行政法人宮城県立こども病院</p>

理事長 今 泉 益 栄

○地方独立行政法人宮城県立病院機構理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和六年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定に基づき、別冊三のとおり地方独立行政法人宮城県立病院機構令和五年度財務諸表を公告する。

令和六年九月二十七日

地方独立行政法人宮城県立病院機構

理事長 山 田 秀 和